⑵　既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき別表二付表二「7」の金額として計算される金額を記載すること。

⑶　⑴に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を消すこと。

別表三の記載要領第四号⑴中「第12条第８項」を「第12条第９項」に改め、同号⑵中「別表六（八）付表「31」」を「別表六（九）付表「31」」に、「別表六（九）付表「30」」を「別表六（十）付表「30」」に、「別表六（十二）付表「19」」を「別表六（十四）付表「19」」に改める。

別表四の表中

この申告が修正申告である場合	この申告前の	課税標準法人税額	5
		確定地方法人税額	6
	この申告により納付すべき地方法人税額⑷－⑹		7
中間申告の場合にはその計算期間			

を

この申告が修正申告である場合	この申告前の確定地方法人税額	5	円
	この申告により納付すべき地方法人税額⑷－⑸	6	
中間申告の場合にはその計算期間			年　月　日 年　月　日

に改める。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の記載要領の改正規定及び別表四の表の改正規定は、令和四年十二月三十一日から施行する。

２　改正後の地方法人税法施行規則別表二から別表二付表二までの書式は、令和四年四月一日以後に終了する課税事業年度に係る地方法人税について適用し、同日前に終了した課税事業年度に係る地方法人税については、なお従前の例による。